令和7年5月16日
相模原市発表資料

同時発表
指定都市市長会、相模原市

潤水都市 さがみはら

「第６１回指定都市市長会議」の開催結果について

指定都市市長会（会長：久元 喜造 神戸市長）は、５月１６日（金）、「第６１回指定都市市長会議」を開催し、次の要請を採択しました。

≪採択した提言・要請・決議≫
（１）第２７回参議院議員通常選挙に向けた指定都市市長会要請
（２）外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請
（３）介護保険制度の持続的運用に関する指定都市市長会要請
（４）国民年金第２号被保険者等の種別変更における職権処理についての指定都市市長会要請
（５）自然災害から国民の生命・財産を守るために必要な対策に関する指定都市市長会要請
（６）こどもを産み育てることに明るい希望を持てる社会づくりに向けた指定都市市長会提言
（７）児童福祉人材の確保に向けた支援に関する指定都市市長会要請
（８）物価高騰等を踏まえた適切な診療報酬改定等に関する指定都市市長会要請
（９）予防接種制度の充実と財源措置に関する指定都市市長会要請

※　詳細は、別添資料をご覧ください。
※　要請文・提言文の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

問合せ先
担当：広域行政課
０４２－７６９－８２４８

第 27 回参議院議員通常選挙に向けた指定都市市長会要請

我が国は、少子・高齢化や気候変動への適応、防災・減災、国土強靱化の取組に加え、エネルギー・食料品価格等の上昇、極めて不透明な世界経済の影響など、まさに国内外の社会経済情勢の大きな変化と課題に直面している。

将来にわたり、我が国全体の持続的な成長を促していくためには、過度な東京都への一極集中を是正し、国と地方が一体となり、人口減少・少子化対策等の国家的な課題解決に取り組まなければならない。中でも指定都市は、国民の２割を超える 2,770 万人超の人口を擁し、約３割の商業活動が集中している状況であり、住民に身近な基礎自治体、また、圏域の中枢都市として、幅広い権限と安定的な財源を持ち、圏域全体の活性化や発展を牽引していく役割を果たすことが重要である。その実現にあたっては、都道府県－市町村という長年にわたり基本的な構造が変わっていない我が国の地方自治制度について、抜本的に見直すことが不可欠である。

指定都市が、住民の生活及び安全・安心の確保、こども施策の総合的推進、自治体ＤＸの推進、脱炭素社会の実現等に取り組み、ひいては、日本経済の持続的な成長に寄与していくため、貴政党におかれては、来たる参議院議員通常選挙の選挙公約において、指定都市市長会の提案を反映するよう強く要請する。

１　国民の生活及び安全・安心の確保

（１）物価高への対応

エネルギー・食料品価格等の上昇により、長期間にわたり市民生活・地域経済への影響が生じている状況の中、今般の米国の関税措置等が我が国に与える影響が不透明であることから、国内産業・経済への影響を注視しながら、引き続き、国の責任において、市民生活・地域経済を守り抜くための物価高対策や地域の実情に応じた対策に万全を期すこと。また、国庫補助負担金の算定基礎において適切に物価上昇分を反映するとともに、減税や給付の措置を講ずる場合には、地方における財政運営への影響や過度な事務負担が生じることのないよう実施すること。さらに、中長期的な対応として、省エネの促進等エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組みつつ、持続的で構造的な賃上げや民需主導の持続的な成長の実現に向けた取組を進めること。

（２）防災・減災、国土強靱化の推進

道路、河川、上下水道等のインフラ施設の老朽化が加速度的に進行する中、令和７年 1 月に埼玉県八潮市では大規模な道路陥没が発生した。適切な維持管理及び計画的な改築・更新が実施されなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与えることから、インフラ施設の予防保全型による点検・修繕や機能向上を伴う改築等、集中的な対策の推進に必要な支援を行うこと。

また、災害が発生すると多くの市民の生命、身体及び財産が脅かされるとともに、その影響は社会経済全体にまで及ぶことから、大規模地震等の自然災害に対して指定都市が行う避難生活環境の改善をはじめとした被災者支援や浸水対策、土砂災害対策、インフラの耐震化等の防災・減災対策を引き続き推進していくため、令和７

年度までの時限措置となっている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を延長し、さらには恒久的な措置とする等の重点的な支援を行うこと。加えて、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱化対策等の地震対策への重点的な支援を行うこと。

さらに、こうした国土強靱化施策を切れ目なく戦略的に推進するために、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策を上回る事業規模の国土強靱化実施中期計画を早期に策定するとともに、資材価格の高騰等を考慮し、必要な財源の継続的・安定的な確保のための措置を行うこと。

２　こども施策の総合的な推進

（１）こども・子育て政策の強化

こどもを望む全ての人が安心してこどもを産み・育てることができるよう、特に多くの地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等の助成制度、多子世帯への保育料や学校・保育所等の給食費等を含めた利用者負担軽減策については、国の責任において、全国一律の制度を構築し、高等学校の授業料無償化も含めて長期的かつ安定的な財源措置を講ずるとともに、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な人的・財政的支援を速やかに講ずること。併せて、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、国においても、必要な財政支援を講ずること。

また、幼児期の教育・保育、子育て支援、社会的養育の質・量の充実を図るため、保育士等の人材確保や処遇改善のほか、幼稚園・保育所等における老朽化対策等に関する施設整備補助の事業費確保や嵩上げの措置を講ずること。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、一時預かり事業との整合性を図った上で、各地方自治体の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、保育士等の負担も十分に考慮した財政措置を講ずること。さらに、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の財政措置を拡充すること。加えて、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

（２）持続可能な学校体制づくり

全国的な教職員不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実を実現するため、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、特に令和 12 年度までに段階的に 10％まで引上げを行うとされている教職調整額を含め、地方に負担転嫁することなく、財政力の如何を問わず、その所要額全額について、国の責任において確実な財政措置を講ずること。

さらに、こどもたちを取り巻く環境の多様化等様々な課題に対応するため、基礎定数及び加配措置の更なる改善や教育人材の拡充に向けた効果的な施策を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を教職員定数として算定し国庫負担金の対象とすること。

３　自治体ＤＸの推進

（１）地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

標準準拠システムの移行作業に係る経費はもとより、その後に生じた標準仕様の改版に伴うシステム改修及び他システムの標準化に伴い構築が必要となる標準化対象外システムの構築費等についても、必要経費全額を確実に補助すること。また、特定移行支援システムについても同様に、移行完了までの必要経費を全額補助すること。さらに、ガバメントクラウド利用料を含む標準準拠システム等の運用経費については、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら協議し、自治体の負担が現行を上回ることのないよう、十分な財政支援を継続して行うこと。

加えて、デジタル庁主催の「共通機能等課題検討会」において、データ連携に関する詳細の統一が困難となることが明らかになるなど、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」における目標の達成が懸念される状況となっていることから、事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避する等同方針で掲げる目標が達成できるよう、国が改めて主導的な役割を果たすこと。

（２）デジタル化を見据えた行政事務の簡素化

地方自治体の行政事務は、根拠となる国の各種制度の複雑さに加え、度重なる制度改正や運用変更等により、事務を実施する地方自治体をはじめとしたサービス提供者だけでなくサービスを受ける利用者においても多大な負担が生じている。住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するにあたっては、単に現在の制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しが必要不可欠であることから、デジタル庁が司令塔となり、各省庁が所管する事務の制度に改善の余地がないかを横断的かつ地域の実態に即して再点検し、その結果を踏まえた対応を迅速に実施すること。

４　脱炭素社会の実現

（１）脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進

商品・サービスの温室効果ガス排出量を見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

また、水素等次世代エネルギーの社会実装や再生可能エネルギーの主力電源化に対応するためのインフラ整備等脱炭素社会の実現に向けた基盤整備を行うこと。

（２）地域脱炭素移行への支援の拡充

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、脱炭素化を主目的とする事業以外であっても脱炭素化に資する場合は、国が交付する補助金の補助率引き上げ等のインセンティブを付与する等、財政支援を拡充するほか、公共施設等の脱炭素化に関する事業を対象とした脱炭素化推進事業債等について、現行の時限措置を延長すること。

５　多様な大都市制度の早期実現

人口減少が急速に進む中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要がある。昨年度、国に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」に

おける議論を踏まえ、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問し、国・道府県・大都市の役割分担を含めた地方自治制度のあり方について議論を進め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症や令和６年能登半島地震における被災地への対口支援などといった大規模災害等の対応において大都市が果たしてきた役割を踏まえ、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

６　安定的な財政運営に必要な措置

（１）地方一般財源総額の確保

いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２４」において、引き続き３年間維持することとされている。こども・子育て政策の強化等、社会保障関係経費の増加や、物価高の影響、人件費の増加等が今後も懸念されることから、令和８年度以降は、令和７年度の地方財政計画の水準にとどまらず、地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

また、「年収の壁」の更なる見直しについては、国民の手取りの増加、労働市場への労働力の供給等の効果が期待される一方、地方自治体では地方交付税の原資及び個人住民税の減収や所得情報を活用する社会保障制度への影響が生じることが懸念される。加えて、揮発油税等のいわゆる暫定税率が廃止される場合についても地方財源の減収が生じることが懸念されることから、国の責任において代替となる財源を確保し、地方自治体が住民に必要な基礎的行政サービスを持続的に提供するための財政措置を確実に講ずること。

さらに、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

（２）大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

（３）国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

令和　　年　　月　　日

指定都市市長会

外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請

全国の外国人住民は年々増加し、２０２４年６月末の外国人住民数は約３５９万人を超えて過去最高を更新し、２０６６年には、総人口の１０％に達するとも推計されている。

また、人材不足が深刻化し、外国人住民が日本の経済社会におけるサービス提供等の担い手として期待されるなかで、国においては、特定技能制度について受入れ見込数の大幅拡大と対象分野の追加等が行われたほか、従来の「技能実習制度」から、人材確保を主眼とする「育成就労制度」への抜本的な方針転換などを進めている。

入国後の外国人住民への支援は、ボランティアや地方自治体等の地域にほぼ委ねられ、国の支援は間接的かつ限定的であるのが実情であるが、育成就労制度への転換及び特定技能制度の拡充により、更なる外国人住民の増加、在留期間の長期化が見込まれるため、これまでの生活相談支援や地域における日本語教育に加え、体系的な日本語学習プログラムの編成・提供、帯同家族の生活支援や日本語教育、高校進学に係る支援と卒業後の就労支援など、本人や家族の長期滞在を前提に、地域と共に円滑に生活を営むことができるようにするための施策の重要性が一層高まっている。とりわけ、多くの外国人住民が生活する指定都市においては、各行政分野において様々な課題が顕在化してきており、これらに的確に対応するためには、国、地方自治体、民間支援団体等といった各主体の適切な役割分担を明確にしたうえで、限られた資源を活用しながら、外国人が入国する段階から外国人住民数の変化や在留期間の長期化に応じた対策を十分にできるようにし、社会全体で対応していく必要がある。

特に、相談支援については、外国人住民からの相談件数は増加、複雑化し、多言語対応も一層困難になってきており、指定都市においても地域の実情に応じて創意工夫を凝らした各種施策に取り組んでいるが、一元的相談窓口に係る外国人受入環境整備交付金は、外国人住民５，０００人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、１市平均４０，０００人以上の外国人住民を抱える指定都市の規模やニーズに見合ったものとは言い難いうえ、令和７年度事業においては、1日あたりの相談件数に応じた人件費に係る交付限度額が設定され、交付金額が実質的に縮小されており、急激に増加する外国人住民への相談体制を一層強化していくべき状況に逆行するものと言わざるを得ない。

また、日本語学習支援について、学校においては、外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加し続けていることから、一定期間、集中的に日本語指導等を行うプレクラスも含む児童生徒の受入れからの初期指導体制とともに、切れ目のない支援体制を強化する必要がある。さらに、学齢超過者への日本語の学習機会や指導の枠組みについて、特に、在留資格が「家族滞在」である生徒が、将来、在留資格を喪失して不安定な身分となることなく、かつ、経済的に自立した生活を送るためには、就労制限のない在留資格「定住者」を取得することが重要なところ、その要件である高校卒業等に必要な学習言語としての日本語の教育については、民間支援団体等による外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等が全国的にも少なく、人材も不足しているが、国による支援制度がない。

地域日本語教育は、ともに暮らす住民同士の相互交流の場となる一方、日本語教室等のボランティアを中心に支えられており、教育人材の高齢化や次世代の担い手不足が喫緊の課題であるほか、会場の確保にも課題があることから、これまでのボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度づくりが必要である。

さらに、今後も増加が見込まれる就労目的の在留者については、雇用先の企業が、一層、積極的に日本語能力の向上に取り組んでいくことが求められるが、たとえば、令和９年度に施行予定の育成就労制度は、主務省庁によれば、日本語教育の主体として、認定日本語教育機関（就労課程）を想定しているにもかかわらず、現時点で、就労課程を認可された認定日本語教育機関はごく僅かであり、今後、大幅な増加が見込まれる育成就労、特定技能に係る在留資格者への日本語教育体制の構築が危ぶまれる。

これらの分野以外においても、指定都市においては、外国人住民が地域と共に過ごす日常生活を身近で支える基礎自治体としての役割を果たすため、共生社会の実現に向けた施策に全力で取り組んでいるところであるが、日本人住民と外国人住民が、ともに安全・安心に暮らせる社会を実現するためには、国が主体となって、外国人住民が、同じ地域社会の構成員としての責任を果たすことを促す政策についても、議論していくことが重要である。

ついては、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

1　外国人住民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力に推進していくこと。

2　外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人住民に合わせて、また、指定都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。

3　日本語学習支援について、義務教育課程におけるプレクラスの設置・運営経費への財政措置を講ずるとともに、日本語指導のための専門職員の配置に係る財政支援を講ずるなど日本語教育体制を強化すること。また、高校進学・卒業に必要な日本語能力を習得できるよう、民間支援団体等に対する外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。

4　地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な担い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。

5　地域社会の構成員として活躍できるよう、帯同家族を含む長期滞在者に対して入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。

令和　年　月　日

指定都市市長会

介護保険制度の持続的運用に関する指定都市市長会要請

介護保険制度の開始から２５年を迎える２０２５年は、いわゆる団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者となる節目の年である。今後も高齢者人口は増加し続け、２０４０年には団塊ジュニア世代が６５歳以上の高齢者となることで、特に都市部においては、介護需要はさらに増加し、介護給付費は増大していくことが見込まれる。

制度開始からこれまでの間、指定都市では、介護給付準備基金を取り崩すなどにより、介護給付費の増大に伴う介護保険料の上昇を最大限抑制してきたが、引き続き上昇を抑制し続けることは困難である。

介護保険制度を将来にわたって持続させていくためには、第一号被保険者の負担が過重とならないよう、国の責任における十分な財政措置が必要である。特に、介護給付の財源に対する国の負担割合は、標準的市町村においては２５％であるが、このうち５％は、市町村間の財政力の格差を調整するために交付される調整交付金であり、後期高齢者割合が全国平均を下回るなどの理由で交付割合が５％を下回る場合、その差額は第一号被保険者が賄うこととなり、高齢者の負担が増す結果となるため、国による財政措置は不可欠である。

また、高齢化の進展により今後さらに介護需要は増加するが、労働力人口は減少していくため、介護サービスの提供を担う介護人材の不足はより一層深刻化していくことが危惧される。このため、質の高い介護人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題であるが、介護従事者の賃金は全産業の平均と比較しても低く、介護人材の確保及び定着のためには、処遇改善や物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定することが必要である。加えて、都道府県に活用方針が委ねられている地域医療介護総合確保基金については、介護需要の高い指定都市に対する配分は極めて不十分で、それを補うために多大な市費を投じている状況であり、指定都市への配分枠を確保するなど実態に応じた財政措置を講ずる必要がある。

一方で、介護予防を推進し、将来の介護需要を抑制することも不可欠である。効果的な介護予防の推進のためには、高齢期における健康維持・介護予防だけではなく、青壮年期からのライフコースを見据えた取組が重要である。特に、青壮年期に多くの時間を過ごす職場等において、事業者が主体となって、健康づくりや将来的な介護予防への意識醸成の取組を推進するとともに、地域保健と職域保健の連携により、切れ目のない取組を進めていくことが必要である。

そのため、地域の健康課題を把握し、加入する健康保険の種類に関わらず青壮年期からの健康づくりや退職後を見据えた保健事業を実施することが重要である。例えば、市町村が実施する健康増進事業において、各保険制度加入者の健診データ等を活用した事業展開や、健康づくりや介護予防に資する情報を提供できるようにするほか、高齢就労者に対する生活習慣病の罹患防止・重症化予防、フレイル予防の取組を促すこと等ができるよう、保険者横断的な健診データの連携が必要であるが、現状では保険者間のデータ連携を行う体制が整備されていない。

また、退職等で加入する健康保険が変わった場合には、マイナンバーを活用した保険者間のデータ連携の仕組みはあるものの、現時点では、対象者個人単位での情報連携に留まるため、リスクの高い対象者の情報を抽出することが困難であるなど、切れ目のない保健指導等を行うための実効性を伴う活用ができない状況にある。

財源については、国においても、地域保健と職域保健の連携推進を掲げている中、その基幹的な財源となる地域・職域連携推進事業費は、国の予算が十分でないため各市における必要額が確保されていない。

また、健康増進事業費は、市町村の人口規模に基づく基準額が定められているが、その基準は実態に即したものとなっていないため必要額が確保できないことに加え、主な事業の対象が４０歳以上に限られているため、より若い世代に向けた取組への活用が困難である。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

１　介護給付費の財源に占める国の定率分の負担割合を２０％から２５％に引き上げるとともに、調整交付金については、国の負担割合２５％とは別枠での措置とすること。

２　介護人材の確保及び定着のため、処遇改善や、物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定すること。また、介護人材確保の取組を一層推進するためにも、地域医療介護総合確保基金について、指定都市への配分枠確保をはじめとした財政措置を講ずること。さらに、希望する指定都市については、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようにすること。

３　行政が保険者と連携して切れ目のない保健指導を行えるよう、協会けんぽ等の被用者保険の個別の健診データを共有できる新たな仕組みを構築するとともに、地域・職域連携推進事業費について市町村の事業実施に必要な額を確保すること。

また、健康増進事業費について、ライフコースを見据えた健康づくりを実施していくため、支援対象を拡大するとともに、必要な額を確保すること。

令和　年　月　日

指定都市市長会

国民年金第２号被保険者等の種別変更における
職権処理についての指定都市市長会要請

国民年金の第２号・第３号被保険者（以下、「第２号被保険者等」という。）から第１号被保険者への種別変更については、本人から市町村長への届出が必要となっている。

届出が行われない場合、第２号被保険者等の資格喪失から３か月後に日本年金機構（以下、「機構」という。）による届出勧奨が行われ、約５か月経過時点でも届出がない場合は、機構の職権による種別変更処理が行われている。そのため、第１号被保険者への種別変更となる事実発生から保険料納付の通知まで、相当な期間を要しており、長期間の未納や納付率の低下につながっているものと考えられる。

一方、令和元年 10 月には、20 歳到達時の国民年金の被保険者としての資格取得に関して、機構が 20 歳到達の事実確認を行うことで職権による資格取得処理を行い、本人による届出を不要とする仕組みが導入された。

第２号被保険者等の離職時には、事業主から機構に対して資格喪失届が提出されることから、20 歳到達時の処理と同様に、資格喪失届の情報をもとに機構の職権による種別変更処理を行うことができれば、本人から市町村長への届出が不要となり、国民の利便性向上につながる。また、保険料納付の通知及び申請免除等の案内を早期に行うことが可能となり、保険料納付率の向上とともに、国民の年金受給額の確保にも寄与することが期待される。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

第２号被保険者等から第１号被保険者への種別変更について、本人の届出によることなく、事実発生後早期に機構の職権処理が可能となるよう、関係法令の整備等、必要な対応を行うこと。

令和　年　月　日
指 定 都 市 市 長 会

自然災害から国民の生命・財産を守るために必要な対策に関する
指定都市市長会要請

我が国では、近年、大雨や地震などの自然災害が頻発化し、その被害も激甚化していることに加えて、甚大な被害が想定される南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきており、国民の生命・財産を守るための対策の一層の充実・強化が求められている。

しかしながら、現状において、国民一人一人の生命と財産を守る住宅等の耐震化・防火対策等については、建設資材や人件費の高騰により耐震改修工事等に係る自己負担分の費用が増加していることなどが、耐震化等が進まない要因となっている。特に、マンションについては、区分所有者による合意形成の困難さも加わって、耐震診断や耐震改修等が一層進まない状況となっている。

また、令和６年能登半島地震により改めて影響の大きさが顕在化した液状化現象については、公有地・民有地を問わず、連たんする広範な地域に被害が及び、その復旧に多大な時間、労力及び費用を伴うにもかかわらず、液状化による被害防止等に係る方針や対策等が十分でないことなどから、宅地の液状化被害対策が進まず、国民自身が災害に備える自助力向上にもつなげることができない状況にある。

さらに、大雨による被害への対策については、発災前後の迅速な避難に加えて、事前に被害から身を守る抜本的な対策が必要となるが、土砂災害特別警戒区域等からの住宅移転など、建物所有者への支援が不十分である。加えて、土砂災害特別警戒区域等に立地する既存住宅の改修等についても、住民から支援制度の拡充を求める声が寄せられている。

こうした状況において、日本の総人口の約２割が居住する指定都市は、住民の生命・財産を守る取組を基礎自治体として進めていることに加え、国の「応急対策職員派遣制度」により、都道府県と並んで第１段階支援における対口支援団体として位置付けられるなど、先頭に立って被災自治体を支援する役割を担っている。また、災害発生時には、協定を締結した民間企業との協力による支援物資の配送など、他の基礎自治体へ積極的な応援を行っている。さらに、土木技術者などの防災・減災分野の人的リソースが不足している周辺の基礎自治体に対し、復旧・復興の経験を伝える講座や訓練、環境整備状況の視察の受入れを行うなど、指定都市が災害対応で得たノウハウ等を周辺の基礎自治体と共有することに加え、国の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用して技術系職員を派遣し、平時から、周辺の基礎自治体の国土強靱化を担う人材の育成や組織体制の強化に寄与している。

このように、指定都市は基礎自治体として自然災害から国民の生命・財産を守るための各種の課題に対応することに加えて、周辺の基礎自治体を含めた圏域全体の防災力を高める役割を適切に果たすために各種の取組を進めている。国においても、国土強靱化、防災・減災のまちづくりを一層進める観点から、指定都市がその役割をより

一層果たすことができるよう、私有財産に係る防災対策の在り方を検討した上で、例えば、「大規模災害からの復興に関する法律」において、事前防災や発災後の集中的な対応を柔軟かつ持続的に展開できるようにするための基金の創設を明示するなどの方策を講じるとともに、その支援内容に地域間格差が生じないような措置を講じておく必要がある。

以上のことから、下記のとおり要請する。

記

1　住宅の耐震改修への支援について、物価及び人件費の高騰が続いていることを踏まえ、住宅所有者の費用負担軽減を図るための補助限度額や補助率の更なる引き上げといった拡充を行うとともに、国主導により耐震改修を促すための全国的なＰＲを行うこと。

2　マンションの耐震化等について、自治体が行うマンション管理の適正化に係る施策を社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付けること。

また、費用負担軽減のための税制優遇等の措置を講じることや、耐震診断や耐震改修等の実施の有無が資産価値に反映されるような制度を構築することなど、合意形成を促す取組を行うこと。

3　液状化対策について、不動産取引時に液状化発生リスクの説明を義務化することや、地盤条件に応じた対策工法を明示するなど液状化抑制技術基準を策定すること、液状化対策普及推進に必要な支援制度を確立することなど、国において液状化対策に係る方針、対策、制度等を示すこと。

4　土砂災害特別警戒区域からの移転に係る、更なる税財政上の支援などの費用負担軽減、さらには移転跡地の利用に係る補助金の創設など、移転跡地の管理及び有効利用に対する支援を行うこと。

また、住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業の補助率や補助限度額を拡充すること。

令和　年　月　日
指定都市市長会

こどもを産み育てることに明るい希望を持てる社会づくりに向けた
指定都市市長会提言

令和５年の出生数は72万7,288人、合計特殊出生率は1.20といずれも統計開始以来過去最低を更新しており、令和６年は70万人を割ると見込まれるなど、少子化に歯止めがかかっていない。そのため、令和５年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、2030年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスとされているとおり、次元の異なる少子化対策が急がれる。

国立社会保障・人口問題研究所の調査の結果に、夫婦が理想とするこどもの数と実際の数に差が生じていることを踏まえると、少子化対策においては、「こども」を対象とした支援はもとより、こどもを産み育てる「家庭」やその家庭を支える「まち・地域」を支援することで、結婚や出産、子育てを希望する方が、それを実現できる社会づくりが必要である。

指定都市は、企業や大学等が多数集積し、近隣地域から少子化対策の支援対象者となりうる若者・子育て世代が集中する傾向があることから、我が国の少子化対策において日本全体の少子化に歯止めをかけることに大きな影響力を有している。一方で、小規模な自治体と比較し、子育て支援のための給付型事業等の事業費が大きくなることから、指定都市独自での取組が難しいことが課題となっている。

ついては、若者・子育て世代がこどもを産み育てることに明るい希望を持てる社会を形成するため、指定都市市長会として、下記のとおり提言するものである。

記

１　居住地や所得に関わらず、希望する人がこどもを安心して産み育てることができ、また、こどもが健やかに成長できるよう、多くの自治体が独自に実施することで地域間の格差が生じている医療費助成制度、保育料、学校給食費等の家庭の費用負担の軽減等について、国の責任において長期的に安定した財源を確保するとともに、地方の意見を十分に聞きながら、全国一律の制度を構築すること。

２　誰もが安心して仕事と子育てが両立できるよう、個人の能力や希望、特性に応じて柔軟に働くことができる環境整備に取り組む企業に対するインセンティブ制度などの支援を拡充するとともに、自治体が行う企業支援策に対する国の財政措置を講ずること。

３　全てのこども・若者が安心して過ごせる居場所づくりを進めるにあたり、複合的な困難を抱えるこども・若者に対するアプローチ方法や、その対象となるこども・若者の個別のニーズに応じたきめ細やかな支援を提供することを目的とした居場所の整備、及び誰もが利用できる多世代交流型の居場所の整備等に関する事例収集と情報発信を行うこと。また、こども・若者の居場所づくりに係る取組にあたっては、その整備・運営や民間活動への支援に必要な財政措置を講ずること。

４　学童期や思春期から、結婚・妊娠・出産・子育て等に関する知識や体験を得るための情報提供を行うなど、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描くことができるような取組を国の責任において積極的に行うこと。また、自治体が地域の実情に応じて、若い世代のライフデザインに係る取組を行うにあたっては、必要な財政措置を講ずること。

令和　年　月　日
指 定 都 市 市 長 会

児童福祉人材の確保に向けた支援に関する指定都市市長会要請

国が策定する「こども未来戦略」では保育について量の拡大から質の向上に政策の重点を移すことが示され、保育人材の確保に向けた施策が展開される中、宿舎借り上げ支援制度は、非常に有効な施策となっており、事業者のニーズが高く、保育人材の確保・定着がますます困難になっている現状において、重要性が増している。

保育所等においては、宿舎借り上げ支援制度の補助対象期間が短縮されていることで同制度の対象者が減少傾向にあるとともに、施設長や栄養士、保育士資格を有しない保育教諭等を補助対象とできないことで、同施設に勤務する職員であっても職種等によって補助の有無が異なる状況にあり、保育人材の確保や定着に支障をきたしている。また、令和７年度はさらに補助基準額の減額も行われ、補助対象期間を延長することなく１人１回限りの適用という新たな条件が加えられるなど、制度の縮小感が著しい。国が示す基準の後退が進むと、制度として同じ水準を維持するためには自治体が単独財源で負担せざるを得ず、本制度についても自治体間競争の様相を呈し始めている状況である。

また、児童養護施設等の職員は、夜勤や長時間労働など過酷な勤務にもかかわらず、保育所の保育士と比較して、宿舎借り上げ支援制度がないことや処遇改善加算が不十分であるなど待遇面の格差があるほか、困難な業務と給与水準のバランスが確立できていないなど、人材確保・育成・定着に向けた取組が進んでいない現状がある。さらに、ケアニーズの高いこどもや高年齢児の措置児童が増加している中で養育を継続して行うには、現行の職員配置基準では体制が不十分であるため、自治体独自で児童養護施設等の職員配置の加配等を行っている状況もあり、自治体の財政的な負担が大きくなっている。

こうしたことから、児童福祉人材の確保に向けた支援について、下記のとおり要請する。

記

１　保育所等の宿舎借り上げ支援制度については、補助対象期間を延長し、補助対象者を拡充すること。また、令和７年度に減額された補助基準額を変更前の水準に戻すとともに、今後それを維持すること。

２　児童養護施設等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額や宿舎借り上げ支援制度の創設等を行うこと。また、社会的養護を取り巻く状況を踏まえ、児童養護施設等の体制強化を図るため、現行の各施設種別における職員配置基準を見直すとともに、措置費の増額等必要な財政措置を講ずること。

令和　年　月　日
指定都市市長会

物価高騰等を踏まえた適切な診療報酬改定等に関する
指定都市市長会要請

少子高齢化が進展する中、持続可能な地域医療提供体制を確保することが、地域において一層重要な課題となっている一方で、医療機関は、国が定める全国一律の公定価格である診療報酬を基本として経営を行うこととされており、長期化する物価高騰や人件費の上昇による経費増の影響を独自に収入に転嫁することができず、経営基盤を安定化させることが非常に難しい状況に追い込まれている。

特に、入院医療機関である病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、医薬品費・診療材料費・光熱費の高騰や人件費上昇の影響を受けやすく、大きな負担を強いられており、とりわけ、人口が集中している大都市が含まれる医療圏域においては、それらの負担がより増大し、病院の経営を圧迫している。

また、こうした経営状況が続くことで、救急・小児・周産期・災害・精神などの地域に必要な医療を提供できる病院が少なくなっていくことも危惧される。

こうした中、直近、令和６年度の診療報酬改定では、改定率が＋０．８８％にとどまり、ここ数年の大幅な物価の高騰や、人件費の上昇に見合ったものにはなっていない。

さらに、国の令和６年度補正予算で創設された重点支援地方交付金や、令和７年度の入院時の食費基準額の引上げなどの措置が講じられても、依然として厳しい病院経営が続いていることに変わりがない状況である。

今後も適切な診療報酬改定が行われなければ、医療従事者の確保、情報セキュリティの確保など、課題が多い病院の経営が立ち行かなくなることはもとより、住民が求める地域医療の提供体制を維持することができなくなることから、指定都市市長会として、下記のとおり要請し、その実現を強く求めるものである。

記

１　物価高騰等の現下の社会経済情勢が、地域における社会保障サービスの中核となる医療機関の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、地域医療を守るため、入院基本料をはじめ、診療報酬改定の早期の実施や臨時的な診療報酬加算の創設など、物価高騰や人件費上昇に柔軟かつ速やかに対応すること。

２　上述の適切な制度改正が実施されるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための支援を行うこと。

令和　年　月　日
指定都市市長会

予防接種制度の充実と財源措置に関する指定都市市長会要請

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段である。

これまで、他の先進諸国と比べて公的に接種プログラムの対象となるワクチンの数が少ない等、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消が進められ、定期の予防接種の対象疾病が追加されてきた。Ｂ類疾病については、総接種費用の３割程度が地方交付税措置されているが、近年定期接種化された帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについては、接種費用が高額であることから、市町村の財政負担が増大し、それに伴い、市町村間で自己負担額に差異が生じている状況である。

予防接種法に規定される「予防接種に関する基本的な計画」においては、予防接種施策を実施するに当たっての国の役割として、同法に基づく定期接種の接種対象者等の決定や、対象疾病等の見直しの検討を含め、必要な財源の捻出及び確保等に努める必要があるものとされている。

また、予防接種は疾病予防という公衆衛生の観点及び個人の健康保持の観点から重要であり、ライフステージ全般にわたる健康の維持と疾病予防に向けては、年代別の罹患率等の疾病に関する厚生科学審議会等の知見を踏まえた定期接種対象者の再検討が必要である。

これらを踏まえ、予防接種制度の充実と財源措置に関して、指定都市市長会として以下のとおり要請するものである。

１　帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチン定期接種に係る国費による支援について

新たに定期接種化された帯状疱疹ワクチン定期接種の標準的な接種費用は、組換えワクチンが２回接種で４４，１２０円、新型コロナワクチンは１回接種で１５，６００円であり、インフルエンザワクチン接種等と比較して著しく高額な水準となっている。自己負担額が高額となれば接種希望者の接種意欲の減退が懸念されることから、接種希望者や市町村に更なる負担が生じることのないよう、国費による支援を行うこと。

２　帯状疱疹ワクチン定期接種対象者の再検討について

帯状疱疹ワクチンの定期接種対象者は、原則６５歳の者とされているが、帯状疱疹の罹患率が５０歳代から上昇するとの知見があり、定期接種の対象者となっていない年代の任意接種に対し、多数の市町村が独自に助成を実施している状況に鑑み、定期接種の検証を行い、国費による十分な支援を前提として、定期接種対象者の再検討を行うこと。

３　定期接種に係る財源措置の拡充について

定期接種は、市町村の財政力や接種希望者の経済的状況により、接種できない国民が生じない制度設計が不可欠であり、定期接種に係る経費について、地方交付税措置の拡充や、国庫補助制度へ見直した上で補助額の拡充を行うなど、更なる財源措置を行うこと。

令和　　年　　月　　日
指定都市市長会